

平成31年1月18日（金）

（開 会） 10：00

（閉 会） 12：21

【 案 件 】

1. 新体育館、筑豊ハイツ、地方卸売市場の整備について
2. 請願第15号 飯塚市弓道場に関する請願

---

○委員長

ただいまから、経済・体育施設に関する調査特別委員会を開会いたします。「新体育館、筑豊ハイツ、地方卸売市場の整備について」を議題といたします。

本日の進め方ですが、施設ごとに分けて審査を行い、順序としては、筑豊ハイツ、地方卸売市場、新体育館の順で行いますので、よろしくお願いたします。

まず、筑豊ハイツに関して、「筑豊ハイツ再整備事業の進捗状況等」について、執行部に説明を求めます。

○都市施設整備推進室主幹

「筑豊ハイツ再整備事業の進捗状況」について、ご説明いたします。

「筑豊ハイツ資料1 筑豊ハイツ再整備事業スケジュール」をお願いします。表中段の緑色の部分のとおり、今月から仮設プレハブの設置と新館の解体を行いまして、オレンジ色の部分になりますが、ホテル棟建設は4月、グランピングエリアは5月から着工いたします。表の一番下の筑豊ハイツ本館につきましては、10月31日までの営業としまして、その後に解体、再整備をしまして、2020年4月1日をグランドオープンとするものでございます。

「筑豊ハイツ資料2 筑豊ハイツ新施設平面図（案）」をお願いします。8月31日の本特別委員会に提出しました事業者の企画提案から変更になった箇所を説明いたします。駐車場の全体的な見直しを行いまして、現筑豊ハイツ玄関部分に予定しておりました駐車場を取り止めて、ホテル棟北側の駐車場とグランピングエリアとコテージの間の駐車場の台数をふやし、図面左側の広場を駐車場兼広場としております。あわせて、グランピングエリアのゾーニングを見直しておりますが、テント・キャピングカーの数の変更はございません。

「筑豊ハイツ資料3 筑豊ハイツ新施設イメージ図（案）」をお願いします。駐車場の位置とグランピングエリアのゾーニングが、先ほどの資料2にて説明しましたとおり変更しております。

以上、簡単ではございますが、「筑豊ハイツ再整備事業の進捗状況」についての説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、ただいま説明の含め、筑豊ハイツに関する質疑を許します。質疑はありませんか。

○川上委員

今、駐車場に係ることについても変更したということなんですけど、それは、いつごろからどういう形の話合いをして、そのようになったのかお尋ねします。

○都市施設整備推進室主幹

当初提案のときから、飯塚市としましても、駐車場が不足するのではないかという懸念を持っておりました。その上で、9月11日に基本協定を締結しておりますが、それ以降の会議の中で、駐車場をふやせないかというような検討をしていただきたいということで検討していただいたものの反映になっております。

○川上委員

当初、駐車場は何台だったんですかね。

○都市施設整備推進室主幹

当初、駐車場は42台でございました。今回提案がっておりますのは81台と、あと従業員の駐車場、従業員パーキングエリアと記載しておりますが、その駐車場で12台がございました。

○川上委員

42台が81台とほぼ2倍になったわけですけども、当初事業者は42台でよいと考えたのはどういう理由なんでしょうか。

○都市施設整備推進室主幹

申しわけございません。当初、40台でよかったという理由についての確認はしておりませんが、当初、イメージとしてつくってはめこんだというところがありまして、具体的な駐車台数が必要台数というのは設定はしてはいなかったようでございました。

○川上委員

適当だったというか、いいかげんだったということをおっしゃってるんですかね。42台の根拠は何かあるでしょう。これほどの会社なんでしょう、あちこちで事業展開している。駐車場42台というのは何か根拠があって提案してるはずなんですよ。コンペしたんでしょう。42台の根拠は聞いてないということですか、市としては。

○都市施設整備推進室長

当初、事業者からの提案でございますけれども、今、平面図の左側の茶色部分がございます。駐車場兼広場と書いておりますが、事業者の提案では当初、これを広場だけに使いたいというところで提案ございまして、その後の協議におきまして、利用者の見込み、それからスポーツリズムというところで駐車場は確保が必要だということで、左側の茶色の部分を駐車場として今回整備する計画となったところでございます。

○川上委員

それはまだ聞いてないんですよ。42台というのをこの民間事業所が言ったわけでしょう。なぜ42台と言ったのかっていうのがわからないのかと聞いてるわけです。

○都市施設整備推進室主幹

42台の根拠は尋ねておりませんのでわかりません。

○川上委員

そうすると、公募のとき審査したわけでしょう。そのときには、このことは話にならなかったんですかね。

○都市施設整備推進室主幹

駐車場の台数の不足については懸念はございました。実際に審査の中でも、全体的なゾーニングといいますか、見直しは必要であるという選定委員会での意見はございます。

○川上委員

じゃあね、そのときに42台というのは、なぜ42台ですかっていう質問があったでしょう、その中で。なかったですか、その質問は。

○都市施設整備推進室主幹

駐車場の不足に関しての懸念のお話はございましたが、42台に関してどういう根拠かというような質問はございませんでした。

○川上委員

懸念の表明ないし質問があったんでしょうけど、質問は何に基づいて不足すると言ったんですか。なぜ不足するという懸念、あるいは意見、質問を出したんでしょうか。

○都市施設整備推進室主幹

飯塚市内、筑豊につきましては、交通の基幹的なものがマイカーというか、自家用車になりますので、車ででの来場者が多いと想定されるということでございます。

○川上委員

いや、だから、それを想定して42台にしたんじゃないんですか、この民間事業者は。コミュニティバスとか、JRバスとか、西鉄バスで来ないでしょう。だから最初からさ、しかも、ここはキャンプみたいなことをやるわけでしょう。車以外で来ないですよ。マイカー以外では。だから、それで42台ですよっていうふうにこの民間事業者、プロの事業者でしょう。生まれて初めてここでこういうことやろうっていうわけじゃないでしょう。だから、42台というのは自分たちとしてはオッケーですよっていう数字を出してるはずですよ。その根拠、あなた方は無関心なんだけど、無関心だったんだけど、不足していると言ったわけですね。なぜ不足するんですかと。審査の過程では、そういうことは話になってないと。どういう審査したんですかっていうことなるわけですよ。とにかく最初からここだから、ここしかないから、まともな審査をしてないんじゃないかということはこの駐車場問題からも心配されるんだけど、そういうことじゃないんですか。

○都市施設整備推進室主幹

左側の駐車場兼広場と記載しておりますところが広場となっておりますので、この有効活用は考えられるというところはございます。

○川上委員

質問にまじめに答えてくれませんか。質問、今わかるでしょう。今の質問はね、1者しかないからまともな審査をしていないんじゃないかと。そのことがこの駐車場問題でも浮き彫りになったんじゃないかということ聞いているわけですよ。そうじゃないのかと聞かれたんだから、それに関する答弁があつてしかるべきでしょう。まずそれを答えてください。空き地があった話は後ですから。

○委員長

暫時休憩します。

休 憩 10:11

再 開 10:12

委員会を再開します。

○都市施設整備推進室主幹

確かに1者しかございませんでしたけれども、審査に際しましては公正に審査をされております。その中で駐車場台数の不足がございましたので、全体的なゾーニングというか、見直しが必要であるという意見でございました。

○川上委員

だから、その根拠がないということが先ほどから明らかになってるわけですよ。42台というのを、何でこのプロの民間事業者が言ってきたのかも聞かない。足りないと言うけども、なぜ足りないか理由もわからない。先ほどの答弁から言えばね、空き地があるから駐車場が足りないという答弁ですよ。妙な答弁ですよ。空き地を見れば駐車場をつくりたがるというわけじゃないでしょう。だからね、今のやりとりだけでもあなた方が駐車場台数どうするかとかいうのは根幹の問題ですよ。それについて極めていいかげんだったと。その背景には、ここ1者しかなかったからということがあるんじゃないかということを指摘しておきますけど、あなた方が広場、42台つけ加えるっていうわけでしょう。この42というのはどこから出てきた数字ですか。何に基づいて42、この数字の意味。

○都市施設整備推進室長

この旧テニスコートでございますので、この広場の許容範囲でできる駐車場の台数を算定したものでございます。

○川上委員

先ほど私が言ったことに近いわけね。広場があったから駐車場にしましたというだけね。そういうことでしょう。

○都市施設整備推進室長

ご覧のように、筑豊ハイツはこの面積の中で整備をするものでございますので、旧テニスコートの有効利活用を図ったというところでございます。実際、ホテルの利用者、それからテニス利用者、あと合宿等も考慮いたしますと、やはりこのくらいは必要だというふうに、事業提案後の協議に基づきまして決定したものでございます。審査会の中でも、やはり現筑豊ハイツの台数等も考慮して、少ないのではないかという意見も出たことから、市といたしましても、業者と協議を重ねて、やっぱり駐車場は必要だという判断をしたところでございます。

○川上委員

私は、この勤労者のための安くて近い、安全な余暇施設という角度で整備することについては、最初から言ってるわけです。そうするとね、ここはそういう角度との関係もあるけど、場合によって、大規模の災害が生じたときには、そういう被災者の受け入れ仮施設としてお願いするようなことも生じるかもしれない。そうするとね、広場も必要だし駐車場も必要というふうになります。だから、広場が駐車場を兼ねられるようにするというのは最初から必要だと思うんだけど、あなた方の議論の仕方というのは理屈がない。42台が狭いか多いかもわからない。23台が多いか少ないかもわからない。42台加えたらどうなるの、最終的に81台はどうなるんですかっていう話でしょう。だから、これは全て、とにかく1者との関係だけで仕事をしてきたから、そういうふうになったんじゃないかということを重ねて指摘をしておきたいと思います。これについての質問は終わります。

○委員長

ほかにありませんか。

○松延委員

1点だけお尋ねをさせていただきます。また、筑豊ハイツはそういうことで、今度は新築されるわけですけど、あそこの展開されました経営事業されておるときも、地元との協議、とりわけハイツにつきましては高尾池、そしてまたその周辺の整備等について、特に森林組合とか生産者組合、ひいては仁保の自治会とのそういうふうな地元対策というのはできておりますでしょうか。その点だけひとつお尋ねをいたしておきます。

○都市施設整備推進室主幹

それぞれ別々ではございますけれども、自治会、それから生産組合、生産森林組合、それぞれに対して説明をさせていただいております。生産組合につきましては、下流の高尾ため池、それから水路等が農業用水にもなっておりますので、その辺につきましても、いわゆる放流の協議というのをさせていただいているところでございます。

○松延委員

させていただいておるということで、進行形ということですか。その点だけ。

○委員長

この前言いよったごと緑の何かいろいろ出てるということや、そういうことも考えてるということ言わんと、ただそれだけの話じゃ話にならない。

○都市施設整備推進室長

筑豊ハイツの排水につきましては、全て高尾ため池、農業用のため池に排水するようになっております。現実にも今、自然環境の問題等でアオコが発生しているという状況もございます。その排水につきましては、地元の生産組合と話をしながら合意をいただけるところまで話が進んでおります。それから生産森林組合につきましては、年に1回の下草刈りとか、つる切りとか、そういうことがございますので、従前どおり現筑豊ハイツと同様に、駐車場の利用等をさ

せていただきたいというご要望がっておりますので、それにつきましても真摯に対応しているところでございます。

○委員長

よろしいですか。ほかに。

○川上委員

さっき途中で聞こうと思って聞き逃したんだけど、今度の駐車場の変更による市の財政出動の増減というのはどうなりますか。

○都市施設整備推進室主幹

財政の出動は、現在のところございません。提案いただきました金額の中で対応していくように協議させていただいております。

○川上委員

よくわからないけど、ふえたり減ったりしないんですか、するんですか、今回の変更によって。

○都市施設整備推進室主幹

最終的な設計がまだ上がってきておりませんので、ふえたり減ったりというところにつきましてはわかりかねますけれども、基本協定で締結している範囲の中で設計をしていただくようにしております。

○都市施設整備推進室長

現在の設計業者との打ち合わせによりますと、整備見積書というのを提案させていただいております。その事業費の中でおさまるような形で今進んでおりますので、この事業費よりふえることはないというふうに考えております。

○川上委員

今、最後なんて言われました。ふえることはないと考えているというふうにおっしゃったんですかね。

○都市施設整備推進室長

今現在、基本設計と実施設計をする段階でございますけれども、事業者との打ち合わせでは、今のところ建設工事につきましては、この駐車場整備に伴って増嵩するということはないというふうに聞いているところでございます。

○川上委員

それ、今の答弁は今回の変更によって、市の財政出動に影響があるという、そういう可能性があるという答弁ですね。ないというふうに言えるんやったら、ないと言ってください。

○都市施設整備推進室長

この筑豊ハイツにつきましては、継続費で予算を組まさせていただいております。その範囲内でおさまるといふふうに考えているところでございます。

○川上委員

そんなこと聞いてないやろう。今度の変更によって財政出動がふえるのかふえないのかっていうこと聞いてるでしょう。

○都市施設整備推進室長

ふえません。

○委員長

よろしいですか。暫時休憩します。

休 憩 10：22

再 開 10：23

委員会を再開いたします。

○川上委員

今、ふえないというふうに言ったんだけど、4千万円ぐらいふえるんじゃないんですか。駐車場でなかったところを駐車場にするんだからお金かかるでしょう。ふえるんじゃないんですか。ふえないんですか、市の財政出動は。

○都市施設整備推進室主幹

当初の提案も広場ということで、駐車場兼広場の場所を整備するようにはしておりました。今は旧テニスコート敷ということで、テニスコートの表層になっておりますので、それをやりかえるという計画はございましたので、駐車場兼広場部分だけではありませんけれども、全体の整備費の中で対応できるように設計をしていただいているところでございます。

○川上委員

この間の筑豊ハイツの再整備のやりとりの関係から言うとね、本会議でも討論で述べましたが、非常に不透明なことが多いわけですよ。今回のことについても不透明感を増大させるものだというふうに思います。また、これについては機会を見つけてお尋ねします。終わります。

○委員長

ほかに質疑ありませんか。

( な し )

ほかに質疑がありませんので、次に、地方卸売市場に関して、「新地方卸売市場建設工事設計業務の進捗状況等」について、執行部の説明を求めます。

○都市施設整備推進室主幹

「新地方卸売市場建設工事設計業務の進捗状況」について、ご説明いたします。

新地方卸売市場建設工事設計業務につきましては、設計業務委託を株式会社東畑建築事務所九州事務所との契約に続きまして、地盤調査業務委託を発注しております。施設の配置につきましては、市場関係者の意見を踏まえて、設計を進めているところでございます。

以上、簡単ではございますが、「新地方卸売市場建設工事設計業務の進捗状況」についての説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、ただいまの説明を含め、地方卸売市場に関する質疑を許します。質疑はありませんか。

○江口委員

ごめんなさい。今、地盤調査の委託の実施中という話がありました。その前か後にもう1件言われたと思うんです。もう一遍ちょっと言っていただけますか、うまく聞き取れなかったんです。すいません。

○都市施設整備推進室主幹

設計業務を株式会社東畑建築事務所九州事務所と契約しているということを地盤調査委託の前に少し説明させていただいております。

○江口委員

関係者との協議っていうふうな話もありましたっけ。その部分、もう一遍お願いできますか。

○都市施設整備推進室主幹

技術提案があっておりまして、そこでは具体的な施設の中の配置というのは定まっておりますので、その施設の配置について、市場関係者の意見を踏まえて設計を進めているところでございます。

○江口委員

今の市場関係者の部分なんですけれど、今は技術提案があって、中の配置について検討がなされているというお話がございました。施設の配置以外にも、例えば施設の性格であるとか、機能であるとかいう話もあるかと思うんですが、そういったことに関して、市場関係者との協

議というのはなされている、ないし、以降なされるという形なんでしょう。どうなります。

○都市施設整備推進室主幹

飯塚市の地方卸売市場につきましては、中央市場のように卸売会社と仲卸の会社を買うというのではなく、いわゆる小売をするような方々が買受人になっております。そういった部分で、中の動線というのも、大きな市場とはまた違いますので、そういった動線について、市場関係者といたしますのは卸売会社側、それから買受人側ともに意見を踏まえての施設を整備するように進めているところでございます。

○江口委員

今のお話を聞きする中では、機能としては卸売会社に対して小売会社ないし事業主が買いにくるので、その関係性のみ、機能としてはそういった部分でやるという理解でよろしいですか。

○都市施設整備推進室主幹

関係性のみということではなく、卸売会社、それから買受人の利便性、そしてまた今回はコールドチェーンということで、温度管理するような場所ということも区切りますので、全体的な意見を吸い上げて建物の配置を決めるようにしております。

○江口委員

市場のつくり方によっては、お客様を例えばこの地域の小売をやっておられる方だけに限定をするのか、それとも一旦こちらで、ある意味広域なところから集めて出す、相手さんとしても広域な部分を考えるというやり方も考えられるんだけど、そういった部分も含めて協議をされる、ないし、市場関係者と協議をする予定はあるのかどうか、その辺に関してはどうですか。

○都市施設整備推進室主幹

委員言われるとおり、買受人といたしますのは飯塚市、筑豊地域だけではございません。他の遠方での大口の買受人もいらっしゃいますので、そういった卸売ができる機能は持たせるように、現在、卸売会社のほうとは協議をさせていただいております。

○江口委員

卸会社と協議をしているというお話でしたけれど、市場ということは出す方々もおられるわけですね。農業者なり、そういった方々がおられるわけですが、卸売会社だけではなく、そういった方々を含めた市場関係者の皆様とそういった協議はなされるという理解でいいですかね。

○都市施設整備推進室主幹

出荷者側につきましては、卸売会社のほうが窓口になって、どういうふうな動線になるべきかというようなことを集約させていただいております。

○道祖委員

あのね、説明聞いててわからない。はっきり言ってわからない。というのはね、私ども資料をもらってるのは技術提案ですよ。提案書をもらってますよね。そしてその中で、テーマごとに1ページからずっと資料をもらってる。5ページまでね。これがどういうふうに変わっていったのか説明しないと、もともともらってる資料はこれじゃないのよ。あなた方が提案した資料っていうのは。その中で、商品、車両、人、全ての動線が明確で機能的、効率的な物流のかけ橋となる市場と。そういう形で、この提案書で、これで行きましょうということ役所はこれを採用したわけでしょう。それがどういうふうに変わってきてるのかということですよ。それと、進捗状況の話になると、これについても2ページに書いてるじゃないですか。工程計画、動員計画というのが。これがどこまで進んで、今後どういうふうになっていきますという話してもらわないと。口頭で、何も資料ないで、こここういうふうになってます、ああいうふうになってますと言ったって、はっきり言って理解できない。あなた方は理解してるん

でしょうけど、何に基づいてどういうふうに変わってきてるのか、あくまでも提案書だから、これに従ってやらないのかどうか、やるならやるでどこまで進みますよと。そして、今、江口議員が質問したように、相手方があってね、ただハコモノつくればいいというものじゃないんで、使用勝手がどうだこうだっていう話し合いもあるんでしょうけれど、それはちゃんと1ページに書いてる内容なんでしょうし、レイアウトの話になると、これはこれもテーマ1でこれなってるじゃないですか、商品、車両、人、全ての動線が明確で機能的な効果的な物流のかけ橋となる市場の中で、レイアウトが出てますよ。これせり場も出てるし、花き部とか全部書いてるじゃない。それがその話し合いの中でどういうふうに変えていきますとかいうことを言わないと、理解できないですね。そういう説明してほしい。手元資料はこれしかないのよ、僕ら議員にいただいているやつは。それがどういう変化してきてますということをやつと。提案書に従って業者決めたんでしょ。そういうことを言わないとわからないと私は思うんですけど、ほかの議員さんたちはわかってるかもわかんないけど、私はわからない。だから、後でいいけれど、ここでそれを詳しく説明しろと言ったら、また、個人レッスンしてくださいという形になるからね。わかるように後でも、委員会終わってからでも教えていただければいいですけどもね。ただ、何がどこまで進んでいるのか。そんなの全然見えない。工程管理のところがあったでしょう。あれに従って、普通は大体モノはこの2018年度、今1月だから全体工程はどうなってますと、設計はどうなってますと、ここまでは進んでるんですよというようなことを言っていたかかないとわかんない、正直ね。何がどこまで進んでいるのか、私は理解できてない。理解できるように説明していただきますことをお願いして終わります。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10:37

再 開 10:39

委員会を再開いたします。

○都市施設整備推進室長

大変失礼いたしました。提案書、技術提案から市場関係者と協議を重ねておりますけれども、現在お示しできるような状況ではございません。例えば通路の幅の長さとか、あとコールドチェーンの場所とか、もろもろまだまだ協議する必要がございますので、協議が整い次第、図面等をお示ししたいというふうに思っているところでございます。

○委員長

ほかに。

○川上委員

市場関係者と協議をしておるということは、東畑と市場関係者の協議ですか。飯塚市と市場関係者の協議ですか。

○都市施設整備推進室主幹

飯塚市、東畑建築事務所、それから市場関係者、3者といいですか、3団体といいですか、の協議でございます。

○川上委員

わかりました。そしたら、水産、青果、花きとあったわけですが、水産関係とは東畑を含まないところでの協議はしてますか。

○都市施設整備推進室主幹

施設整備に関しましては、協議はしておりません。

○川上委員

それ以外のことで、水産関係、市場関係者とは、協議はこの間はどうですか。



○農林振興課長

市場の会社と申しますか、組合のほうとですけども、福智の筑豊市場に行かれることについて何かお手伝いすることがあればお手伝いいたしますので申し出て下さいという話はしております。それ以外の話はまだしていない状況です。

○川上委員

それはいつのことですか。

○農林振興課長

直近で申しましたら1月5日の初売りの後ですので1月6日になると思います。

○川上委員

それはわかりました。それで、青果なんですけど、青果とは東畑を含む協議を行っているということですよ。そのときは花きも一緒ですか。青果は青果とだけ、花きとは花きとだけの話ですか。

○都市施設整備推進室主幹

最初に合同の会議を持ちました。その後、個別での協議ということで、青果部、花き部、それぞれ別に協議する場を設けております。

○川上委員

合同の会議が1回か2回かわかりませんが、それいつなのか、それから、青果はいつやったのかね、花きはいつやったのか、場所はどこか含めてちょっと教えてください。

○委員長

すぐ出ますか。暫時休憩いたします。

休 憩 10:43

再 開 10:54

委員会を再開いたします。

○都市施設整備推進室主幹

市場関係者との協議ですけれども、全体の顔合わせ兼協議ということで、9月4日に青果部門、それから花き部門の方々とお話をさせていただいております。その中で要望が出まして、それを踏まえて青果部、花き部それぞれで今後協議をして、まとまった段階でまた打ち合わせをしましょうということで、全体については今のところまだ1回だけです。その後、青果につきましては6回、10月26日、11月1日、11月12日、12月4日、12月13日、1月15日に協議の場を開いております。花きにつきましては、10月26日、11月12日の2回、協議の場を開催させていただいております。

○委員長

農林振興課長より日程が間違ってる訂正の部分をお願いいたします。

○農林振興課長

申しわけございません。先ほど、魚組合との直近の協議を1月6日とご答弁申し上げましたけども、1月5日、土曜日の間違いでございました。訂正をさせていただきます。お願いいたします。

○川上委員

それで、青果について6回協議をしているんだけど、全体として、あるいは重要なポイントについて、移転の方向でよかったといった点はどういったことがあるのか、あわせてのほうで答弁しやすいかもしれませんが、困るといった点はどういった点があるのか。その整理はどこまで来てるかをお尋ねします。

○都市施設整備推進室主幹

よかったと言っている点につきましては、施設が新しくなります。それに伴っての温度管理、鮮度管理をするようになってきますので、今以上に新鮮で衛生的な施設になると

いうこと、それからまた、施設を新設、整備しますのでそれに関して注目を集めているということでの波及効果というふうなことの期待がございます。困ったこととしましては、やっぱり現在の市場の場所になれているということで、それを移転することに伴ってのルートの問題だったり、また、コールドチェーン化することによって、施設の使い方というのも変わってきますので、なれるまでの不安というのがあるようでございます。

○川上委員

それでは、同様の趣旨で花きについてお尋ねをいたします。

○都市施設整備推進室主幹

花きにつきましても同様な内容となっております。

○川上委員

今お話を聞いてると、想定内のことが出ておるということでしょうか。

○都市施設整備推進室主幹

想定内という言い方は正しいかどうかわかりませんが、我々が考えているようなところをやはりよいと思っていただいておりますし、不安になられるところでもございます。

○川上委員

それで、不安だとか、困っているということについては、想定されたものについてはこう対応しようというふうにしておると思うんだけど、そのところはどんなふうですか。困った点、不安な点の克服の手だてについてはどういうことになってるんでしょうか。

○都市施設整備推進室主幹

交通のルートにつきましては201号のバイパスからすぐですので、特別に、それに関して不安は持たれてはおりますけれども、近い方は当然その所要時間というのがございますので、そういった部分に関してはご自身での対応になりますが、施設の使い勝手につきましては卸売会社とともに丁寧な説明をして対応したいと考えております。

○川上委員

魚、水産のほうはああいうことになりましたから、3分の1くらいが廃業に追い込まれる危険があって、それはその心配があるということなんだけど、青果と花きについて同様に、朝の時間帯とかで地理的な負担がかかるために、営業そのものに不安を覚えているというようなことはないんですか。

○都市施設整備推進室主幹

営業に不安を抱えているというような声は伺っておりません。

○川上委員

それは協議の場に出ていないということなんでしょう。協議の場では出てないということでしょう。

○都市施設整備推進室主幹

全体的な協議の場でも出てきておりませんし、あと個別に我々のほうで買受人組合さんとお話しすることもございますし、卸売会社さんと話すこともございますけれども、ともに移転をするからということで営業の危機というような店舗のお話は伺っておりません。

○川上委員

地域で声を聞くと、特に高齢の方が買い物かね、今まで街なかと呼ばれていたところでも買い物が難しくなってきたりして、やっぱり歩いて何百メートルの範囲である魚屋さんとか八百屋さんとか、花屋さんというのがもういかに大事かということはお互いわかっていると思うんだけど、こここのところは引き続き注目してね、街なかのそういうお店を支えていくという仕事が大変になっていると思います。それから、基本的には想定内かと聞いたのに対してそうだといいことなんだけど、この間の作業の中で、想定外のこととしては、災害の大きさがあると思うんですね。私この間、特別委員会でこの予定地の周りの崩壊とかも指摘してきたこと

があるんだけど、その辺については地盤調査とか考える必要があるんじゃないかという話もしてきましたけど、想定していない立地適正化ということについては、その後何か検討されましたか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 11:03

再 開 11:04

委員会を再開いたします。

○都市施設整備推進室主幹

まず立地場所につきましては、201号バイパスの近接しているところで交通の利便性がよいと考えております。隣接している土地ののり面がずれた部分につきましては、事業者のほうに話を聞きに行きまして、実際に事業者のほうに影響があると想定している範囲からは、卸売市場の場所は影響がないというふうになっております。

○委員長

ほかに質疑ありませんか。

○上野委員

すいません、1点だけです。青果のほうには卸売会社と買受人の組合さんがありますよね。花きのほうには卸売の会社と買受人の組合ともう一つ、園芸組合という物を出していただく組合があるんですけど、関係者5つの団体になるんですが、それぞれの団体との話し合いとか打ち合わせの回数については皆同じですかね。

○都市施設整備推進室主幹

先ほど青果、それから花き、それぞれで6回、2回と申しましたが、その中に、申しわけございません、手元でちょっと控えておりませんが、特に花きにつきましては、園芸組合さんが2回とも入っていたかどうかというのは、申しわけありません、今の手元資料ではございません。

○上野委員

移転する際に、皆さんの思いがありますので、どこだけに、その回数とか話し合い、打ち合わせの回数を偏った形にはならないように、誤解されないようにぜひよろしく願いをお願いします。

○委員長

ほかに質疑ありませんか。

○永末委員

すいません。1点だけお願いします。魚のほうはもう移転ということではなくなりましたが、実際その後、確か委員会のほうで途中経過で聞いておったのが、実際半分ぐらいはこちらのほうと一緒に移転して、残りはどうするか保留してるみたいな話を聞いてたんですけど、最終的にそれがどういった形になっておるのか、今、現時点でわかる部分がありましたら答弁お願いします。

○農林振興課長

先ほど申しました初売りが1月5日にございまして、その後の新聞で組合長の意見が載っておりまして、私もそれを聞いて確認をさせてもらったんですけども、今現在、正式な組合員数が90名いらっしゃいまして、そのうちの86名の方が筑豊市場に行かれます。残り4名の方につきましては、別のルートで仕入れをされるようであるということになっております。

○委員長

よろしいですか。ほかに。

○江口委員

移転後の賃料についてなんですが、以前、これについてはある程度設計が進まないといけないんだというお話がございました。技術提案資料を見ると、2ページ目には多段階におけるコストチェック等々があるわけですね。この中では、確実なコスト管理として規模、構造設備、方式等を確定する基本設計、初期段階で建設費の大部分が確定するため、費用対効果を含めて総合的な検証を行い、確実なコスト管理を行うとあるんです。現状はもう基本設計の初期段階を過ぎたと思うわけですが、そうすると、もうおおよそじゃあ幾らかかって、施設使用料はおおよそのぐらいいかなというのが見えてるんだと思うんです。その点に関してはどうなっているのか。当然のことながら市場っていうのは使っていただける事業主さんがおられて初めて役に立つので、その事業主にしてみれば、使用料がどうなのかというのは最大の関心事だと思うんです。これについてはもう提示なされたのかどうか、そういった点について今とどのくらい変わるのか、その点についてお聞かせください。

○都市施設整備推進室主幹

資料のほうでは基本設計初期段階でということではございますが、現在まだ配置計画等が出て、詰めている状況でございまして、建設費もまだ算出できておりませんので、使用料までの提示ができていない状況でございます。

○江口委員

これいつごろになる予定ですか。

○都市施設整備推進室主幹

使用料はやはり市場関係者にとりましても重要な関心事でございまして、できるだけ早く提示させていただきたいと考えております。

○江口委員

大枠で事業費があるわけですね。事業費から、交付金等除いて、その残りの半分を負担していただくというのがベースですね。そうすると、もうある程度揭示できる部分が現状でもあるんだと思うんです。それからどうしていくかとなるかと思っておりますので、まずは現状における最大限はこうですよ。これだったら最大限でこのくらい変わりますね。だけれども、この中でこういうことによってこれだけ下げることができますという、そういった部分を提示しながらやらないと、実際にはやっぱりそこが、各事業主さんがご自分の会社なり事業を継続する上での一番大きな要素になるかと思っておりますので、それについてはもう早々にしていただけるようお願いをしておきたいと思っております。

○委員長

ほかに質疑ありませんか。

( な し )

ほかに質疑がないようですので、次に、新体育館に関して、「新体育館等建設工事設計業務等の進捗状況」について、執行部に説明を求めます。

○健幸・スポーツ課長

それでは、提出資料の補足説明をさせていただきます。

体育館資料1をお願いします。現在、設計者と協議を重ねまして、基本設計の策定に取り組んでいるところでございます。途中経過ではありますが、現段階での平面配置(案)を取りまとめましたので、その内容について説明をさせていただきます。

まず、計画コンセプトでございまして、1番目が「多目的な利用を可能とするフレキシブル・アリーナ」、2番目が「市民運動公園全体の利便性を高めるホスピタリティ・アリーナ」、3番目が「市民の安全な暮らしを支える防災拠点セーフティ・アリーナ」、4番目が「飯塚市の気候風土と調和し、長寿命で維持管理容易なエコ・アリーナ」、最後が「全ての市民が主役になれるエンターテイメント・アリーナ」となっております。これらはプロポーザルの提案時と変更がございませんので、詳細の説明につきましては省略させていただきます。

次に、その下の計画概要でございますが、今後の事業スケジュールといたしましては、平成31年11月までに実施設計を行い、平成33年度末までの竣工を目指して事業に取り組んでまいります。概要については記載のとおり、基本計画に基づきまして延床面積を約8800平方メートルとしております。

次に、敷地内の配置計画でございます。図は左側が北、右側が南になります。まず、高压電線や既存埋設配管等を考慮し、敷地中央に体育館を配置しております。体育館周囲に駐車場を分散配置し、通常時、大規模イベント開催時、そして災害時にもフレキシブルに対応できるようにしております。なお、駐車場につきましては、身障者駐車場を含め380台分を確保する予定にしております。また、周辺の既存運動場やテニスコート等の動線に配慮し、市民公園内の動線を考慮しております。体育館周囲には約830メートルのジョギングコースを整備するとともに、敷地北側の一部をフットサルや3バイ3等の軽運動ができるようなスペースとすることで、人々が集いやすい環境づくりをと考えています。そして、この体育館が、多くの方が気軽に集える本市のスポーツの拠点となるよう整備したいと考えております。

次のページをお願いいたします。左側が1階の平面図でございます。図は上側が北、下側が南になります。

まず、南北に出入口をつくりまして、そこを大きな中央通路、図の中の記載といたしましてはスポーツコリドーというような記載をいたしております、で結んでおります。この中央通路を挟んで、メインアリーナ、サブアリーナを配置し、またその通路に接する形で、東側には事務室、トイレ等を、西側には多目的室、会議室、更衣室を建物中心に配置することで、利用者にはわかりやすく機能的でコンパクトな配置計画としています。事務室は来館者が分かりやすいように南側正面入口近くに配置し、受付カウンターを設置いたします。トイレは多目的トイレを2つ設置する予定といたしております。また、女子トイレにはパウダールームを設置する等、女性が利用しやすい施設としたいと考えております。多目的室と会議室は、いずれも可動の間仕切りを設置し、分割でも利用ができるような施設といたしたいと思っております。多目的室の活用といたしましては、少人数での運動、ダンス等、他用途に使えるスペースというふうに考えております。更衣室は男女別にシャワールームを設置し、車いすの方にも配慮した計画といたします。建物の右側にはメインアリーナを配置いたします。メインアリーナはバレー、バスケットで3面の広さを有し、固定式のロールバックチェア、これを528席、それと移動式のロールバックチェア、こちらを504席設置することを考えております。また、北側には選手控室や大会本部となるスペースを配置し、大会等が運営しやすいような施設というふうに考えております。建物の左側にはサブアリーナを配置いたします。サブアリーナはバレー、バスケット1面の広さを有しまして、剣道、空手等において2面の広さを確保いたします。また、こちらにも、スペースは小さいですけども観覧席を設置することとしております。普段の練習とともに、小規模な大会も可能になるものと考えております。サブアリーナにつきましては、武道等の裸足での競技を考えまして、支柱穴、こちらを最小限にとどめたいというふうに考えております。メインアリーナとサブアリーナを結ぶ動線を2カ所とすることで、利便性を高めるとともに、施設管理しやすい配置計画としています。その他、必要に応じ器具庫、機械室、備蓄庫等を配置いたします。

次に、右側の2階の平面図でございます。まずメインアリーナにつきましては、固定席を1030席、車いす席を4席設置いたしまして、その周回に約200メートルのランニングコースを整備いたします。この2階の固定席と、先ほど1階のところで説明で申し上げたロールバックチェア、それとスタッキングチェア、これは折り畳みのイスのことですけども、と合わせまして3千席を確保したいと考えております。また、北側駐車場からメインアリーナに直接入ることのできる動線と2階出入口近くにトイレを設け、興行等にも対応できるようにいたします。

トレーニングルームにつきましては南側に配置し、眺望のよいガラス張りにしたいと考えております。弓道場につきましては、2階中央部に配置し、観覧スペースを設けることといたしております。

この弓道場は、前回の委員会でも少しふれましたけども、公式規格での配置といたしましては6人立てとなりますが、市弓道連盟との協議におきまして、9人立てが可能となる幅を確保し、大会等が可能となるようなスペースを確保いたしております。

なお、体育館内は上靴ゾーンと下靴ゾーンとに分け、メインアリーナやサブアリーナ、多目的室やトレーニングルームの運動するところ以外は土足での移動といたしておりますので、ホールや2階の観覧席にはそのまま行くことができます。メインアリーナ、サブアリーナ、多目的室、トレーニングルームにつきましては上履きでの使用となりますので、各部屋の前で体育館シューズ等に履きかえていただくこととなります。

以上が現段階での計画状況となります。まだ整理ができていないところもあり、詳細については、今後の基本設計、実施設計の中で協議していくこととなります。

以上、簡単でございますが、資料の補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、ただいまの説明を含め、新体育館に関する質疑を許します。質疑はありませんか。

○川上委員

この高圧電線塔と体育館の施設との関係は、これ危険性は完全に除去されるということなんですか。

○健幸・スポーツ課長

高圧配線の位置と体育館本体等には影響を及ぼさないというところで確認しております。

○川上委員

高圧電線ってゆれるでしょう。ゆれ幅と施設の関係のところの危険性のあるなしについての検討はできてますかね。

○健幸・スポーツ課長

ゆれ幅の部分も想定したところで確認をとっております。

○川上委員

この鉄塔、南と北にあるんだけど、これは震度どれぐらいのものに対応できるんですか。

○健幸・スポーツ課長

九電のホームページの中で鉄塔の強度といいですか、震度の分が記載があります。熊本地震が起きまして、その後、九電の中でその分の発表がっております。その中で、被害の分と言えばあってないというところで、その地震まで耐えられるというところで考えております。

○川上委員

私が言ってるのは熊本の話じゃなくって、この体育館の南と北に2基あるでしょう。これが震度何になったときに倒れるのかなということを聞いてるわけですよ。一般論じゃないわけ。

○健幸・スポーツ課長

この鯉田の鉄塔が震度何にまで耐えるというところまで確認はとっておりません。

○川上委員

これは、体育館は震度何まで耐えられるんですか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 11:25

再 開 11:27

委員会を再開いたします。

○健幸・スポーツ課長

現在の耐震基準であります地震時、震度6強での状況で建物は倒壊しないというレベルを持っている状況でございます。

○川上委員

あんまり地震に関心がなさそうということがわかりましたけど、筑豊本線ガード下、よく冠水するところですね。そこは大規模地震のときはどういう状況になりますか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 11:28

再 開 11:28

委員会を再開いたします。

○健幸・スポーツ課長

申しわけありません。その部分については、どこまでが対応というところについては把握しておりません。

○川上委員

本当に大地震、大規模災害のときにこの施設を機能させようと本気で考えてるんだったらね、ほかに進入路ないんだから、この狭い隘路を通るしかないんだから。考えるでしょう。だから、ここがもし耐震レベルが低いんだったらね、あわせて補強をお願いするとか、拡幅をお願いするとかね、あわせてそうしたことも考えておるはずなんです。大規模災害対応、大地震のとき対応するといふのであれば。だから、今、この間も私が鉄塔のこと言ったら笑ってたけど、あなた方が言ってる道筋を追いかけてるんですよ。大規模災害対応、その中に大地震もあるでしょう。そう言ってるんだけど、少し聞いただけでも答えがないというのは、あなた方が真剣味が足りないのではないのかと。しかもね、そういう真剣味の足りないところに、あなた方はスポーツ施設を集中すると言ってるんですよ。そこでね、去年の12月に都市計画マスタープランを改めてますよね。そのうち、この新体育館にかかわるところについてどういう考え方で改定しているのかお尋ねをします。

○都市計画課長

質問委員言われます平成30年12月5日に第29回都市計画審議会を開催させていただいております。その中で、報告第1号 飯塚市都市計画マスタープランの文言修正をさせていただいた中で、鯉田地区の公園緑地を生かした定住魅力の強化、水・緑・歴史のまちづくりという項目の中で、スポーツレクリエーション拠点エリアの充実という文言を記載させていただいております。

○川上委員

それでね、この73ページを修正するというので、73ページ、76ページにかかわるんだけど、端的に言うと鯉田なんです。このエリアに、「本地域はJR福北ゆたか線の沿線上にあり、交通便利地域の適性を生かし、市内各所に点在する施設を集約し、スポーツレクリエーション拠点エリアとして充実を図ることを求められています。」と。こうなってくると、目尾地域の健康の森公園構想とはどういう関係になるのかなと思ってくるわけですね。76ページになってくると、同じようにね、「市民公園のエリアは交通便利施設の適性を生かし、市内全域に点在する体育施設を集約するエリアとしての整備を進める。」と下にもいろいろ書いてあるんだけど。健康の森公園の構想とはどういう関係になるんですかね。

○都市計画課長

健康の森公園の運動施設に関しましては、目尾振興計画の部分もございますけども、新体育館の建設基本計画におきまして、鯉田地区での建設ということで我々動いております。今回はそういうことがありましたものですから、鯉田エリアでの建設ということでマスタープランの

変更をさせていただいております。

○川上委員

そうしたら、本市の12万8千人の人口の中でね、スポーツエリアを集約するかどうかというの、もともと1市4町ですから、必要かどうか、適切かどうかというはあるんだけど、スポーツ振興のセンターとなるエリアを2つつくるということになるんですか。

○健幸・スポーツ課長

2つの箇所にて全てを集約していくというふうには考えておりません。今、合併前にそれぞれの施設がございました。それぞれの施設が老朽化しているという状況の中で、その分で、今後どうするかということにつきましては、現在、再編計画の策定に取り組んでいるところでございます。

○川上委員

ここの表現は、市内全域に点在する体育施設を集約するエリアとしての整備を進めると言っているわけですよ。サッカー場はどうするんですか、この辺に集約するわけですか。

○健幸・スポーツ課長

健康の森も含めて検討させていただきたいと思っております。

○川上委員

ちょっと意味がわかりません。もともこの体育館はサッカー場をつぶしてつくる体育館でしょう。そこに持ってくるわけ。ここにサッカー場を集約するわけ、このエリアに。健康の森公園を含めてという意味がよくわからないんだけど、ここに集中すると書いてるじゃないですか、集約すると。

○委員長

これ前回のときもそういう質問があったときに、要するにサッカー協会といろいろと話しながら、その立場とか、あそこ、幸袋の広場とかという形ですということ、前回そういうにご答弁されましたよね。その部分ちょっと話してください。

○健幸・スポーツ課長

今回の体育館整備、それと市場の移転に伴いまして、サッカーをできる環境というのは少なくなっております。その分につきましては、そこで利用されていた方たちがほかのところでもサッカーができるような環境整備をしなければならないというふうには考えております。そのときに、その場所をどうするかということにつきましては、今検討しているところでございます。これまでの委員会の中でも答弁をさせていただきましたけども、学校の跡地だったりとかいうところの中で検討しておりますけども、その中の候補地の一つとして健康の森も一応候補として今考えているというところでございます。

○川上委員

そうすると、この都市計画マスタープランの修正した中、市内全域に点在する体育施設を集約するエリアとしての整備を進めるというものの中には、サッカーグラウンドが入らないということをおっしゃっているんですかね。

○健幸・スポーツ課長

マスタープランの中での記載の分と、今説明をいたしましたサッカー場の件、候補地というところにつきましては、そこに関連というところでは想定をいたしておりません。

○坂平委員

先ほどからずっと聞きよったらサッカー場という表現をされよう。飯塚市サッカー場というのはあるんですか。全てが、ほとんどがグラウンドとか、全部兼用で使われて分、ただそこでサッカーをしようということじゃないんですか。先ほどから答弁を聞きよくと、健康の森か、あそこのサッカー場とか、今度市場が移転するところもサッカー場とか、表現の仕方はいろいろありますけど、実際にそれはあるんですか。



○健幸・スポーツ課長

申しわけありません。委員のおっしゃられるとおりで庄内についてはグラウンドでサッカーの利用、ソフトの利用、いろんな利用がっております。鯉田の健幸スポーツ広場、体育館が行く健康ひろばにつきましても、こちらのほうはサッカーの利用が多くはございますが、それ以外の利用もありまして、サッカー場ということではございません。

○川上委員

そしたらね、飯塚市のプールは健康の森につくってますよね。もともと堀池やったのが老朽化したというので向こうに持ってたわけでしょう。それでね、このプールは鯉田への集約対象の中に入りますか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 11:39

再 開 11:40

委員会を再開いたします。

○健幸・スポーツ課長

今回、鯉田に集約をするという分については、今回体育館建設に伴いまして、鯉田の体育館、武道館、穂波の武道場、第1体育館、第2体育館を集約して、今回体育館を鯉田のほうに、その機能を集約したものを建てるということでございまして、マスタープランの中での体育施設の集約という部分については、その範囲の中でのことと考えております。

○川上委員

そうしたら、サッカー用のグラウンドだとかプールは鯉田のスポーツレクリエーションの拠点エリアを目指すを書いておるけど、この中には今言った2つのものについては入れていないということですか。

○健幸・スポーツ課長

プール、サッカー場について、鯉田のところにするということは今想定しておりません。

○川上委員

じゃあね、入れてないのに何でこういう書き方するかっていうことなんですよ。この都市計画マスタープランの考え方、表現だったらね、目尾の健康の森公園の構想は生きていて、生きてるわけやから、一方で鯉田にもそういう構想を持つと。二極構造というのが都市計画マスタープランで打ち出されたことになると思うけど、そういう理解でいいんですかね、市長。

○市民協働部長

都市計画マスタープランの表記について、委員が言われるような誤解を招くような大きな表現であるのであれば、ちょっと訂正する必要があるかと思えますけれども、今回上げております都市計画の変更の趣旨といいますのは、当該地が用途の関係で縛りがあるものを、その公園敷地内にスポーツ施設をつくる変更でございます。その趣旨は、この体育館の建設、今先ほど担当課長が言いますように、建屋のある施設そのものの耐震性も含めて、老朽化している施設を今回の体育館の整備にあわせて集約するという計画のために都市計画を変更したものでございまして、表記の中でそのようにとられるのであれば問題があるかと思えますけれども、そういった今度の新体育館の基本計画に沿った、そこの施設の集約のみの計画変更でございますので、そういったご理解でお願いしたいと思っております。

○川上委員

市長ね、健康の森公園という構想が一方であって、新たに鯉田のスポーツレクリエーション拠点エリアをつくるということが都市計画マスタープランでうたい込まれているわけです。だから、今聞いているのは、二極で行くのかと聞いているわけです、考え方として、まず、誤解とかじゃないでしょう。この間の理屈で言えば二極で行くんですかっていう質問は当然出てきます。

それは、そういうことになるんですかね。こうして新体育館を鯉田に配置して集約していく。しかし、健康の森公園構想は生きてる。二極になってしまうじゃないですか、当然ながら。そういうことなのかと確認をしてるわけ。

○市民協働部長

周辺の敷地の活用という考え方でいきますと、今委員が言われるような二極という考え方もあるかと思えます。ただ我々としては、ここを老朽化する他施設の一つの拠点とすることを目的しておりますし、先ほど課長が言いますように、地域の施設そのものはある程度確保しながら運動する、スポーツをする環境というのは整える必要があります。ですので、もう一点言われます目尾の地域につきましては、当初の計画の中で健康の森公園と銘打っておりますので、何らかの施設整備があれば一つの候補になるということは想定をいたしております。それを二極と判断するかは、考え方もございましょうけれども、そこが一つの拠点になるということは想定はしておりますし、あわせまして周辺の体育施設そのものは地域で運動できる環境を整える目的で、ある程度の整備をして確保する必要性もあると考えておりますので、一極なのか二極という表現が正しいのかわかりかねますけれども、そういうところでご理解をお願いしたいと思います。

○川上委員

そうしたら、都市計画マスタープラン部分改訂したんだけど、これ訂正します、さらに。

○都市計画課長

質問委員言われます市民公園広場は第1種中高層専用住居地域が主なエリアを占めております運動公園でございます。ここで、観覧席を有する体育館の建設が現在は認められておりません。そのために、スポーツレクリエーション地区としての特別用途を張ることによって規制緩和することにより、建築確認を行うことができるということで我々進めておりますので、現在のところ文言修正云々については今後の協議にさせていただきたいと思っております。

○川上委員

文言調整を検討すると言われたんですかね。

○都市計画課長

都市計画審議会の中でこれは諮っていかなきゃいけないと思っております。その中で、この文言がもし不十分とか不足であるなら、議題に載せることは考えていく必要があるかと思っております。

○川上委員

事実の問題として、担当課からは、この鯉田のスポーツレクリエーション拠点エリアというものにサッカーグラウンドとプールは想定してないということは答弁があったんだけど、そのとおりならね、それが理解できるようにやっとなないと、20年先見越して仕事するのが都市計画マスタープランだから、妙な財政出動の仕方になりかねないから、明確にしてもらっておいたほうがいいかなというふうに思います。これは指摘をしておきます。

○委員長

ほかに質疑ありませんか。

○上野委員

配置計画についてですけども、特に第3駐車場を利用されるのは、体育館はもちろんですけれども、運動場、そしてテニスコートを利用される方もこの駐車場を主に使われるのではないかと思います。この中に軽運動スペースが上の部分に設置されてありますが、この部分では、テニスコートを利用される方が非常に不便になると思います。現状も御存じだと思うんですけども、テニスコートをご利用されてる方は、これで言うとテニスコートと体育館の間の道沿いに全部車をとめておられるんですよね。せっかくこのように大きな駐車場を整備されるんですから、もし可能であればこの軽運動スペースを第2駐車場のところに持って来ていただいて、第3駐

車場は全て駐車場で埋めてしまうというような考え方もあるのではないかと思いますので、市民の、使用者の目線に立って、体育館だけではなくてテニスコート、運動場を使われる方の動線も考えていただいて、これは決定事項ではないと思いますので、そのような検討をしていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○健幸・スポーツ課長

本日提出させていただいておりますこの資料につきましては決定ではございません。現段階での調整をしている事項を取りまとめたものでございます。今、委員のおっしゃられたような駐車場の考え方というところにつきましても、再度検討させていただきたいと思っております。

○委員長

ほかに質疑ありませんか。質疑もないようですので、本件につきましては、本日はこの程度にとどめたいと思います。

次に、「請願第15号 飯塚市弓道場に関する請願」を議題といたします。執行部より、「弓道場の新設費用及び県内の状況」について資料が提出されておりますので、補足説明を求めます。

○健幸・スポーツ課長

前回の委員会におきまして、弓道場の新築、大規模改修等の費用について、矢道の面積を除いて試算をすべきであるとのご意見をいただきました。ご指摘のとおり、矢道は下が床ではなく、屋根がないため、延床面積には含まれません。しかしながら、矢道の部分について何も手を施さないということではございません。しかしながら、これまで平方メートル単価として用いてきました45万1千円が矢道の部分にそのままあてはまるものとも考えられません。あくまでも、この単価につきましては、「地方公共団体の財政分析等に関する調査研究会報告書」の更新及び大規模改修の単価に建築物価上昇率を乗じた目安の数字でございます。単純に延床面積に乗じて試算する方法もあるかとは思いますが、弓道場という特殊な建物であることを考慮した場合、これまでの平方メートル単価や想定面積により弓道場の新築、大規模改修等の費用を試算することは困難であると考えております。

そのため、本日は、近年弓道場を別棟で新設した他市の状況についてご報告させていただくことが最適であると判断いたしましたので、このような資料を作成いたしております。

それでは、提出資料の補足説明をいたします。

体育館資料2「弓道場の新設費用及び県内の状況について」をお願いいたします。

まず上段が、「弓道場を新設した他市の状況について」でございます。近年、福岡県内で弓道場を別棟で新設している自治体というものがなく、岐阜県土岐市、埼玉県ふじみ野市、福井県越前市において建設がなされております。一番上が土岐市弓道場で、延床面積296.99平方メートル、工事費と設計委託料の合計が1億472万7600円となっております。

次に、ふじみ野市弓道場で、延床面積が693.14平方メートル、工事費と設計委託料の合計が2億6772万4440円となっております。

最後に、越前市弓道場で、延床面積574.84平方メートル、工事費と設計委託料の合計が1億4560万1400円となっております。

いずれの施設も大きさや設備等が異なるため、金額に大きな差異がある状況となっております。

次の段が、「福岡県内の近年の状況について」でございます。先ほど申し上げましたとおり、近年、福岡県内で弓道場を別棟で新設している自治体はございませんでした。県内で過去3年以内に供用が開始された体育館については、福岡市総合体育館、久留米アリーナ、北九州市戸畑区の浅生スポーツセンター、春日市総合スポーツセンターがでございます。規模の大小はございますが、いずれの新体育館にも弓道場が併設されている状況となっております。そのため、弓道場の建設費用については体育館建設と一体となっておりますので、弓道場だけを算出する

ということはないというのが状況でございます。

以上、簡単でございますが、資料の補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、ただいま説明を含め、全般に関する質疑を許します。質疑はありませんか。

○江口委員

資料提出ありがとうございます。前回の資料と比較すると全然違う値段が出てきたわけなんです。弓道連盟からの、団体さんからの請願としては、やはり競技の性格から別立てで、一緒にするのではなく別にやっていただきたいというのが趣旨であったかと思っています。ただ片一方では、この資料では単独でやった部分とは別に県内の状況については併設が多いというか、この4件とも近年建てられたのは併設であるというふうな形なんですね。これのメリット、デメリットをどう考えておられるのか、その点お聞かせください。

○健幸・スポーツ課長

弓道場を体育館と併設することでのメリットでございます。まず1点は、共通に利用できる部分というのがございますので、それは更衣室であったりとか、トイレであったりとか、そういった部分は共同でつくることができますので、トータルでのコストは安くなると考えております。それともう一つ、メリットといたしましては、管理が当然バラバラになるよりも一緒になったほうが管理はしやすくなるというところがメリットかと考えております。デメリットにつきましては、請願の内容でありましたけども、その景観であったりとか、そういったものにつきましては、単体で、その環境の中でつくるよりも、体育館の中でつくったほうが閉塞感であったりとかそういったものは感じられるのかなとは考えております。

○委員長

ほかにありませんか。

○川上委員

前回、11月6日の資料で弓道場建設に係る概算経費比較表が出されています。これはもともとは新体育館に弓道場を入れないならば、どれぐらいお金が浮くのか一度試算してくださいという要望を出して、それに応えたものだったんですけど、これ見ると3つの要素があったんですね。まず、全部単価計算ですよ。公共施設に関する。だけれども、新体育館に関する経費、弓道場が1億4千万円程度なんですね。そして、その一方で、大規模改修した場合ということで2億1千万円程度が示されて、そしてさらに新築した場合は4億1千万円程度ということだったんですよ。これに対する質疑の過程で、屋根のない、公共施設とは言いがたい矢道の部分もこれに含んでいるのかと聞くと、その単価計算の中に入っていますというわけですね。それで、体育館の中の矢道は単価計算に入れて当たり前ですけど、単体の場合の矢道は入れないよね。入れない場合はどうかっていうと、きょうは試算を示すのが適当ではないと言われましたかね。それで、ただし平方メートル当たり45万1千円という数字は言われました。それで、概略で矢道にかかわる面積を掛けると1億円ぐらいになるわけですよ。だから、1億円ぐらい大規模改修にかかわる費用から除くことができるんじゃないかと。そうしますと、市の単価計算によっても、大規模改修した場合は1億1千万円程度、それから、新築した場合でも3億1千万円程度と。これは、建築の専門の方に幾つか聞いてみるとね、そんなかかるわけありませんと。だから、新築でも大規模改修したぐらいで、1億円を超えればそれなりのものが単体構造であればできるというようなことも言われてるわけです。だから、そういう意味では、今言った私の1億円ぐらい矢道幅の分はとれるんじゃないかと言ったことについてはどう思われますか。

○健幸・スポーツ課長

1億円のできるかどうかということにつきましては、率直なところ今までの、先ほど出し

ました資料で行った場合でも1億円を切るということはないのかなとは思いますが。先ほど言いましたように、これまでの単価45万1千円を全て、全ての建物というか矢道も含めたところで、今までその分で算出をしておりました。その部分については、そこまで、その45万1千円が、当然そこには屋根もないという状態ではありますので、そこまでかからないというところは想定ができます。ただ、そうしたら幾らになるかというところにつきましては、実際設計をしてみないとわからないというところが正直なところでございます。

○川上委員

そのとおりだと思います。それで、私が45万円掛けるこの程度という面積を掛けて計算すれば、それは1億円ぐらいになるでしょう。1億円以上になる。それで、それでも1億円として引けば、大規模改造の場合は半額になる。1億1千万円程度の計算になるのではないかと、一般財源の出動ですよ。それから、新築建てかえの場合でも、あなた方の計算で3億1千万円程度になるでしょうと。建築の専門家に聞けばそんなにかかるわけありませんという状況だというのが、請願審査についての資料提供を求めた今の到達だと思います。だから、よく考えてもらいたいんですけど、弓道場を入れようと入れるまいと新体育館建設には差しさわりのないということなんですよね。最適化債、今、名称が少し違うけど、借り入れするのにも何の問題もないと。弓道連盟のほうは請願のとおりのを求めたいけど、今のまま新体育館に入ってしまうと矛盾したことになる。一方で、単体で建てかえ、大規模改造しても、先ほど言ったぐらい。建てかえても先ほど言ったぐらいだから。これは請願の審査のあり方としてはね、市の考え方と矛盾するわけじゃないからね。新体育館建てるなど言ってるわけじゃないから。だから、請願については可決して何の問題もないのではないかというふうに思うんですよ。むしろ、不協和音残してね、これから何十年も使わないといけない施設ね、もし使わなかったどうするんですか。弓道場とかいって、今のままがいいとかいって、もし使わないということになったらさ、税金の無駄遣いも甚だしいじゃないですか。だから、当事者がやっぱりきちんと議論して、これならいいというものでなかったらね、税金を投入する意味はないと。したがって、今回の請願については可決してね――

やったほうがいいんじゃないかなと思いますけどね。

○委員長

ほかにありませんか。

( な し )

ほかにないようでございますので、暫時休憩いたします。

休 憩 12:04

再 開 12:20

委員会を再開いたします。ほかに質疑はありませんか。

( な し )

お諮りいたします。本請願につきましては慎重に審査することと継続審査といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本請願は継続審査とすることに決定いたしました。

これもちまして、経済・体育施設に関する調査特別委員会を閉会いたします。どうもお疲れさまでした。